

誰もが安心して生活できる賃銀を！

事務職員・栄養職員の年度末任用改善も要求

例年ならば、既に賃銀確定闘争が終了している時期なのに、今年はまだ交渉が始まってさえない。国の賃銀改定は、8月初めの人事院勧告にも拘わらず未だ閣議決定もされていない。その事をもつて総務省は地方自治体に勝手に進めるなど通知を出し、そうした国の姿勢に追隨する県当局の姿勢による。

賃銀要求書提出

9月4日、賃銀要求交渉を行った。組合の基本姿勢は例年どおり「安心して生活できる賃銀を保障せよ」というもの。基本賃銀・諸手当の改善から昇給・昇格まで含めた幅広い要求書である。

非正規職員の賃銀改善を

私たちの毎年の重点課題は臨時的任用職員・非常勤職員などの非正規職員の賃銀改善である。とりわけ事務職員、栄養職員の非正規職員は、低賃銀に押し込められたままである。臨時的任用職員の場合、どんなに経験を積んでベテランになっても正規職員の初任

給と殆どかわらない。このような賃銀では安心して家族を持ち生活することなど到底望めない。

非常勤職員の場合、そうした臨時的任用職員よりも、更に低賃銀に押し留められている。全く未経験ならば兎も角、概ね仕事を知り尽くしている、場合によっては正規職員よりも仕事がきちんとできる方もいる。当然、それに見合った賃銀が支払われるべきだろう。

非常勤職員の

通勤手当の怪

非常勤職員の通勤手当の認定を一回でもしたところのある方ならば、その通勤手当が絶

この件について組合は10年以上追及してきているが、未だ改善されていない。

年度末までの任用を

また、直接は賃銀課題ではないが、年度末の任用の問題もある。昨年度から教員は3月30日までの任用が行われるようになったが、事務職員・栄養職員は修了式までの任用である。修了式当日以降、事務職員・栄養職員には仕事が無いとも思っているのだろうか。結果、多くの臨時的任用の方がサービス出勤を強いられている。まるで、どこかのブラック企業の如くに。

新人事務職員 分限免職取消訴訟

2013年3月に分限免職とされた新採用事務職員Sさんの、処分取消を求める裁判も、次回で13回目を迎える。

裁判はいよいよ証拠調べ証人尋問の準備に入る。

新採用者であれば、多少仕事が遅かったり、誤りが多かったりするの当たり前前のことであり、むしろ市教委の業務指導責任こそが問われる事を明らかにし、処分の撤回を勝ち取る。注目を、傍聴を！

次回裁判

12月22日、10時40分から。

横浜地方裁判所

502号法廷

11/27 全国総決起集会

主催 全学労連
全学労組

今年も、全学労組とともに、秋の中央行動を行います。午前中は、教育改革・政令市費化の問題を関係省庁・地方団体へ訴えます。

(集会案内)

日時：2015年11月27日(金)
14時00分～

場所：憲政記念会館

東京メトロ
「国会議事堂前駅」2番出口・徒歩7分
「永田町駅」2番出口・徒歩5分

入場券(日比谷公園前門出角 17:00予定)

内容：
・闘争報告
・デモ行進

カンパをお願いします。

共同実施・事務長制に反対しています。非正規職員の労働条件改善に全力で取り組んでいます。事務職員が安心して働きつづけられるために、共にガンバロウ！

攻防続く政令市費化反対闘争 川崎・相模原で 学校事務職員制度を守る！

県内では川崎、相模原、横浜で政令市費化をめぐる攻防が続いている。国や県・市の都合で私たちの労働条件の切り下げを許してはならない。

〈相模原では〉

市教委は組合に対して、政令市費化後も行政職との任用一本化を行わず、行(1)給料表の1級～5級を準用した学校事務職給料表を新たに創設する、と回答している。

任用一本化阻止は、組合の最大の獲得目標だが、全国状況をみると、移行時点では従来の制度を維持するものの、数年後の「再検討」や「一本化」を計画している政令市が多い。また給料表も、「行(1)給料表への編入」という形が一般的だ。こうした状況の中で、相模原市が給料表を「独自化」することは、将来的な学校事務職員制度の維持に向けた、大きな「足がかり」を得たことになると言えよう。

その一方で、新たな給料表が「5級止まり」であることは、従来の労働条件の大きな後退になる。相模原市では、年齢・5級在級年数等を基本とした客観的な6級任用が行われ、5級退職者が出ない状況が続いてきた。組合は、全学労連の文科省交渉における

「現在の国庫負担金の算定基礎は事務職の6級昇格を前提としている」という回答を根拠に、従来の任用の継続を求めてきたが、「市職の6級は管理職」という市教委のスタンスを崩すことができず、課題を残す決着となっている。

〈川崎では〉

学校事務職種の取扱いをめぐっては、6月の交渉で「当面存続」を示させました。政令市

費化が決定する前より、任用一本化反対を訴えてきた取り組みの結果と言えます。しかし市教委は同時に、将来改めて職種の在り方の協議・調整を行うとしており、こ

番号による民衆管理は ごめんだ！「共通番号」はいらない

―書かない自由を作り出そう！

共通番号の通知が始まった。準備の伴わない見切り発車で、1月の運用開始も混乱必至だ。

★来年の「扶養控除申告書」

について、県は「(当面は)番号を書かせるな」と通知。横浜市は「通知カードの写しの提出を求める」等、自治体・事業主による対応もまちまちだ。(横浜は扶養家族分の写しも求めているがこれは間違い。組合で訂正要求中だが、事ほどさように現場は混乱)

の点はまったく承認出来ません。私たちとしては「存続」を本旨と受け止めた上で、付随部分は政令市費化後の課題として、警戒していきます。職種とあわせて重要視してきた事務職員定数の確保についても、義務標準法を遵守するという、納得いく回答を受けました。

給料表については、市教委は行一給料表の適用を提案。

組合は独自給料表の新設を求め、平行線です。

扶養・通勤・住居の3手当は、全て市に合わせる提案。特に住居手当は最大1万円以上の減額で、激変緩和措置もわずか1年という厳しいものです。なんら落ち度のない職員の手当が、大幅に減らされるのは理不尽そのもの。少しでも押し返せるよう取り組んでいきます。

★学校では、年末調整関係の申告書等税務関係書類、年金等共済組合や社会保険関係書類等に番号記載が必要そう。学校事務職員の業務に深く関わり、従来学校保存の書類も多い。「特定個人情報」(番号を含む個人情報)の扱いには番号法上の「事務取扱者」が置かれるが誰がなるかは未定。共通番号を「取り扱う」「保管する」―法的責任を伴う新たな仕事の押し付けはごめんだ。

★県費職員の場合、事業主

は県。事業主には従業員の個人情報収集義務(といっても「努力義務」だが)があるが、職員に個人番号の提示義務はなし。組合は県に対して、①記入は強制ではない②学校は単なる経由地―個人番号記載書類の保管は県③個人番号カードの申請は本人。職場での「一括申請」はしない④個人番号カードを共済組合員証等で利用しない…等求めている。

★「国家」が強制する共通番号。民衆管理の一端を職務として担わされる働き方はいやだ。不当な仕事の押し付けに對してはきっぱりNO！百害あって一利なしの共通番号はいらない！